

令和 5 年度伝統的工芸品魅力向上事業 業務委託仕様書

1 事業目的

市内伝統工芸産業は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受け伝統工芸品の販売等に大打撃を与えたことにより急激に売上が低迷し、また、これに追い打ちをかけるように、ウクライナ危機を発端とした世界的なエネルギー価格の高騰は、伝統工芸産業をも直撃し、伝統工芸品の製作にかかる費用も増加し続けている。観光客が戻りつつある現在においても厳しい経営環境が続いており、今後、生産者の廃業等が増えると市内伝統工芸産業の衰退ならびに伝統技術の喪失にも繋がりがかねない。

そのような事態を打開するため、本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大により、売上が低迷している伝統的工芸品の産地組合へ支援（販路拡大、情報発信、売上向上に資する取組等）を行い、生産性向上に寄与し成功事例の創出を後押ししながら、伝統工芸産業の活性化を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和 6 年 2 月 29 日(木)まで

3 業務内容

本市の伝統的工芸品産地組合（壺屋焼、首里織、琉球びんがた、琉球漆器、三線）を対象に、以下の業務を実施すること。

(1) 各産地組合の状況把握

産地組合に対しヒアリングを行い、それぞれの産地組合の商品の販売状況や販売手法等について把握し、整理する。

(2) 販路拡大支援

(1) の状況把握を踏まえ、各産地組合の商品等の販路拡大につながる取組等を実施すること。

(3) 売上向上に資する取組

パンフレットの制作・配布、販売促進キャンペーン、集客力向上に向けた仕組作り等、売上向上に資する取組を行うこと。

※支援を行った各産地組合の売上増加（令和 4 年度比で 10%以上の増加）に繋がる取組とすること。

(4) 情報発信

(2)、(3) にて実施する取組やキャンペーン等の告知並びに伝統工芸品の歴史や魅力及び関連施設等への誘客に繋がる情報を発信すること。

(5) 事業管理

上記の事業実施にあたり、以下の付随する業務を行うこと。

ア 実施計画の策定

業務責任体制、業務内容及び事業スケジュール等を示した実施計画を策定すること。

イ 業務責任体制の明確化等

本事業の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者及び作業者を定めるとともに、業務責任体制を明らかにすること。契約期間中は、専任の担当者（市との連絡調整担当者）を配置すること。なお、業務にあたる者に欠員が生じた場合は、速やかに同等又はそれ以上の経歴を有する代替者を充てられる体制を整えること。

ウ 業務進捗状況の報告

業務責任者は、業務の進捗状況等について、月に1回、メールや電話等により市へ報告するものとする。また、必要に応じて会議を開催し、事業の円滑な実施に努めるものとする。

エ 許認可手続

本事業の実施に必要な法令や条例の規定に基づく申請や許認可手続は、原則として受託事業者が代行すること。

オ ドキュメント等の整備と保存

本事業で使用したドキュメント類を整理し保存すること。

カ 業務完了報告

本事業が完了したときは、次の成果物を速やかに市へ報告及び提出すること。

- ・業務完了報告書（印刷物1部、電子ファイル）

キ その他の市が必要と認める業務

4 協議

この仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいはこの仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は市と受託事業者とで協議するものとする。

5 業務成果の帰属等

①取得財産及び知的財産権の帰属

本事業で取得した全ての財産は、原則として那覇市へ帰属するものとする。また、本事業の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、那覇市へ帰属する。ただし、受託事業者または第三者が従前から保有していた著作物の著作権は除く。

②著作権等の処理

第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をも

って処理するものとし、那覇市は責任を負わない。

6 その他

本事業の実施にあたり、業務上知り得た個人情報、企業情報、本市から提供された情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。